

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第23号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号、第6号及び第7号中「別表第6」を「別表第7」に改める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(会計室会計課)